

N I S A（少額投資非課税制度）に係る 非課税口座開設届出書等の提出について

当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書等の提出等(1)」における「当金庫が別途定める日」（非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限）は、非課税の特例の適用を受けようとする年に応じ、原則として以下のとおりとします。

非課税の特例を受けようとする年	ご提出期限
平成28年	平成28年10月31日
平成29年	平成29年 8月31日
平成30年	平成30年10月31日
平成31年	平成31年10月31日
平成32年	平成32年10月31日
平成33年	平成33年 8月31日
平成34年	平成34年10月31日
平成35年	平成35年 8月31日